

内閣参質二〇八第七七号

令和四年六月二十八日

内閣總理大臣臨時代理

國務大臣 松野 博一

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る新た大臣間合意に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員牧山ひろえ君提出一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る新たな大臣間合意に関する質問に対する答弁書

平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成六年法律第四十三号）第七条第二項及び平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）第十条第二項において、後日、予算の定めるところにより、それぞれの規定で定める金額を、一般会計から自動車安全特別会計に繰り入れるものとする旨規定されており、令和三年十二月二十二日の財務大臣と国土交通大臣との間の合意（以下「大臣間合意」という。）においては、一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し（以下「一般会計からの繰戻し」という。）について、「毎年度の具体的な繰戻額については、令和四年度予算における繰戻額の水準を踏まえ、被害者等のニーズに応じて被害者保護増進事業等が安定的・継続的に将来にわたって実施されるよう十分に留意しつつ、一般会計の財政事情、自動車安全特別会計の收支状況等に照らし、財務省及び国土交通省が協議の上、決定する」とされているほか、「安全・安心な自動車社会の実現を図るため、両省は自動車安全特別会計自動車事故対策勘定に係る財政運営の安定性確保に向けて、一般会計からの繰戻しに継続して取り組む」

とされている。

その上で、自動車事故被害者等のニーズに応じて、自動車事故対策事業を安定的・継続的に将来にわたつて実施することは、重要な政策課題であり、御指摘の法改正が行われたところであるが、一般会計の財政事情の厳しい中においても、一般会計からの繰戻しについては、大臣間合意に基づき、引き続き、着実に進めてしまいたい。